2　(1)　借款は、ベトナム社会主義共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・一パーセントとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該一部に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、ベトナムの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ベトナム社会主義共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　ベトナム社会主義共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してベトナム社会主義共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、ベトナム社会主義共和国の関係法令に従って、作業の遂行のためベトナム社会主義共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　ベトナム社会主義共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してベトナム社会主義共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してベトナム社会主義共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

8　ベトナム社会主義共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びベトナム社会主義共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　ベトナム社会主義共和国政府は、情報源及び資料の出所を公正に取り扱うことを確保しつつ、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報（腐敗行為に関するものを含む。）

10　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本官は、更に、この書簡及び前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年五月二十四日に東京で

日本国外務副大臣　木原誠二

ベトナム社会主義共和国

計画投資大臣　グエン・チー・ズン閣下

（ベトナム側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、二千十六年五月二十四日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認するとともに、貴官の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十六年五月二十八日に名古屋で

ベトナム社会主義共和国

計画投資大臣　グエン・チー・ズン

日本国外務副大臣　木原誠二殿

〇文部科学省告示第九十二号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条第一項の規定により、平成二十八年三月二十二日付けで廃止を許可した通信教育について、同法第五十五条第一項の規定により、平成二十八年三月二十二日付けで廃止を許可したので、社会通信教育規程（昭和三十七年文部省令第十八号）第十三条の規定に基づき告示する。

平成二十八年六月八日

文部科学大臣　馳　浩

通信教育の名称	目的	開始の時期	実施者の名称	代表者	事務所の所在地	廃止の時期
経営実務講座営業基礎コース	営業部門の新人に対し、営業の基礎知識と基本動作を修得させる。	平成三年五月二十九日	一般社団法人日本経営協会	平井　充則	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目十一番八号	平成二十八年三月二十二日
経営実務講座ビジネス文書速修コース	ビジネス文書作成能力の向上を目的に学ぶ。					
経営実務講座営業戦力化コース	中堅の営業社員に対し、営業技術の修得、戦略的営業展開を進めるうえの知識を修得させる。					
造園製図コース	造園業関係、緑化関係従事者及び一般の人を対象に、教材により自宅に居ながら技術を修得するとともに、高度化しつつある造園技術に対応できる技術者の養成と社会的地位の向上を図ることを目的とする。	平成七年七月十八日	学校法人東京農業大学	大澤　貫寿	東京都世田谷区桜丘一丁目一番地一号	平成二十八年三月三十一日
乳業製造技術通信教育	乳業プラントの製造技術担当職員の製造技術水準の向上を目的とする。	平成元年七月二十九日	一般社団法人全国農協乳業協会	幅田信一郎	東京都千代田区神田東紺屋町二十八番地	